

ひばり保育園 令和6年度 安全計画

1 安全点検

(1) 施設・設備・園外環境の安全点検<重点点検事項>

年度初め（※年3回を目途に定期的実施）	6月頃	7～8月頃	11月頃	12～2月頃
*安全点検年間スケジュール、点検表の作成 ・園内外の環境、設備等の点検、整備、清掃（保育室、園庭、防火設備等） ・緊急避難先、避難経路の安全確認（第1避難場所、広域避難場所） ・非常時（災害時）の引き取り代理人の更新 ・園外保育経路及び目的地の実施踏査（散歩、遠足等）	・プールの清掃、水遊びの遊具、用具の点検 ・冷房設備の点検、清掃	・風水害時の避難経路の安全確認	・暖房設備の点検、清掃	・積雪時の園舎、園庭、園周辺の安全確認

(2) マニュアルや手引きの策定・共有<●公立保育所共通書式を使用 ○園独自>

分野	マニュアル名	記載ページ	策定期間	見直し（再点検）時期	管理場所（紙/データ）
<input type="checkbox"/> 午睡	●川崎市公立保育所健康管理マニュアル	P 37	2019年3月	2024年4月～9月	・事務所書棚 ・iPad「ブック」内PDF「安全管理」
<input type="checkbox"/> 食事	●川崎市公立保育所給食の手引き	P 9	2023年4月	2024年度以降	・事務所書棚 ・給食室 ・iPad「ブック」内PDF「安全管理」
	●川崎市公立保育所アレルギー対応マニュアル	P 1～35	2020年3月	2024年4月～9月	
	●川崎市公立保育所健康管理マニュアル	P 30・P 79	2019年3月	2024年4月～9月	
<input type="checkbox"/> プール・水遊び	●川崎市公立保育所健康管理マニュアル	P 33～35	2019年3月	2024年4月～9月	・事務所書棚 ・iPad「ブック」内PDF「安全管理」
<input type="checkbox"/> 園外活動	●川崎市公立保育所園外保育マニュアル	P 1～10	2022年8月	2024年度以降	・事務所書棚 ・iPad「ブック」内PDF「安全管理」
■ 災害 (地震、風水害、火災)	●経済産業省作成 「保育施設のための防災ハンドブック」	P 19～26	2012年7月	2024年4月～9月	・事務所書棚 ・iPad「ブック」内PDF「安全管理」
	●経済産業省作成 「防災訓練用対応ケース集」	P 1～12	2012年7月	2024年4月～9月	
■ 不審者の侵入	○不審者対応マニュアル	-	2021年4月	2024年4月～9月	・事務所書棚 ・iPad「ブック」内PDF「安全管理」

2 児童・保護者に対する安全指導

(1) 児童への安全指導（保育所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
0～2歳児	・火事や地震の発生時の基本的避難 （タタメット、避難靴、「おかしも」）	・災害時を想定したひきとり訓練 ・熱中症対策 ・水遊び等、水難事故への意識	・絵本等を活用した不審者対策	・水害（多摩川の決壊）を想定した 垂直避難訓練 ・消防士や消防車を招いた総合避難訓練 消火訓練
3～5歳児	・火事や地震の発生時の基本的避難 （タタメット、避難靴、「おかしも」） ・交通安全教室	・災害時を想定したひきとり訓練 ・熱中症対策 ・水遊び等、水難事故への意識	・絵本等を活用した不審者対策 ・プライベートゾーン等の理解から 派生する不審者対応（年長児）	・水害（多摩川の決壊）を想定した 垂直避難訓練 ・消防士や消防車を招いた総合避難訓練 消火訓練

(2) 保護者への説明・共有

	・交通安全教室実施報告及び家庭への 注意喚起	・台風等風水害への対応について ・熱中症、水難事故への注意喚起	・不審者対策についての共有 ・家庭での事故（誤飲、誤嚥）の注意喚起	・家庭での火の取り扱いなどへの注意 喚起
--	---------------------------	------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------

3 訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

※防災訓練計画参照（避難訓練、119番通報訓練、ひきとり訓練、不審者対応等）

(2) 職員への研修・講習<○外部実施 ●園内実施>

通年
●応急手当講習（心肺蘇生法、AEDの使用、怪我等） ○関連機関等開催の研修（安全管理・防災研修・危機管理研修等） ○Codmonカレッジを活用したオンライン研修

4 再発防止策の徹底

日常的な注意事項

- (1) 園内事故に対しては、職員全体で責任を負う事が必要であり、全員で確認する。 (2) 保育室・廊下・テラス・園庭など、園内外を点検し、危険物を取り除く。
 (3) 死角を作らない。必要のない物を置かず、見通し良く整理をする。 (4) 特に、乳児クラスでは段差をなくす工夫をする。
 (5) 事故の起きた場所や、保育内容についての改善点を考え、事故を防止する。 (6) 改善点・工夫できる点をあげ、可能な所から改良を図る。

5 その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

- ・保育園管理システム「コドモン」を活用した登降園管理、不審者情報や園内外の危険（近隣道路の冠水や凍結など）の共有
- ・非常災害用カード（緊急時の代理人）の採用

6 : 自己評価

--